### 大嘗祭違憲訴訟 $\widehat{1}$

鹿児島県知事の大嘗祭出席についての住民訴訟の記録

小

栗

実

はじめに―鹿児島県の大嘗祭違憲訴訟 鹿児島県監査委員会への監査請求

3 鹿児島地裁への訴状 監査委員会の結果通知

2

1

鹿児島地裁への原告の第一準備書面 被告(鹿児島県知事)の答弁書

4

被告の第一準備書面 (以上、本号)

6 5

7

原告の第二準備書面 (以下、次号に掲載予定)

はじめに―鹿児島県の大嘗祭違憲訴訟 一九九〇年一一月二二日夕刻。

やぶき切り妻の屋根の神殿の左右対称のシルエットが黒々と浮かび上がる。 り込んだ穴でまきをたく「庭燎(にわび)」の炎だけが赤々と揺れ、巨大な大嘗宮の壁のい草を染める。黒木柱、 『黒々とした立木に隔てられ、都心の騒がしさが遠く感じられる皇居・東御苑。底冷えのするやみの中、 地面に掘 か

午後六時前、七三三人の参列者が南端のテントに着席した後、禊斎(けっさい)と着替えのため天皇が北端の廻立

殿(かいりゅうでん)に入られた。

「祭服(さいふく)」。冠を白布でしばり、手に笏(しゃく)。靴ははいておられない。剣と璽(じ≔まがたま)をさ 午後六時半近く、天皇が廻立殿を出た。足元を照らすたいまつの炎が廊下を進む。 最も重要な神事に着る白絹の

ざまずいて葉鷹(はごも)を敷いて道を作り、後ろから巻き取っている。

さげた侍従が前に立ち、別の侍従が長くのびたすそを持ち、笠(かさ)をさしかけている。前後に元護衛官二人がひ

剣璽が悠紀殿に運ばれると、天皇も階段を上がって殿内へ。白いとばりが下りる。続いて白い十二単(じゅうにひ

とえ)の皇后、女子皇族の列が進み、皇后は悠紀殿わきの帳殿(ちょうでん)内に入られた。

られた飯、なま物、乾物、果物や土器に入れられた酒などをささげた行列が悠紀殿にさしかかると、「オーシー」と 皇后がいったん廻立殿に戻られると、赤いはかまの采女や束帯の掌典が供え物を運んで来た。くず織りの箱に納め

あたりをはらう掌典の声があがり、宮内庁楽部の神楽歌の和琴(わごん)の低い調べが流れるなか次々に殿内に運び

く)」、お告文(つげぶみ)を述べて、自らも飯と酒を口にする直会(なおらい)が行われた。 このあと、内陣では天皇が新穀を柏(かしわ)の葉に盛り、酒をそそいで神に供える「神饌親供(しんせんしん

込まれた

アマテラスを迎えるためか。それとも元々は天皇自身がこもったのか。天皇とだれかが床を共にする意味があるの 内陣には寝床などがしつらえられ、錦(にしき)の靴が置かれているという。 政府・宮内庁の言うように、皇祖神

聞記事は次のように伝えている。

かった。』(朝日新聞一九九〇年一一月二三日) なぞをはらんだ儀式が続いたが、その様子は二重の木綿のとばりに遮られて、 皇族にも参列者にもうかがい知れな

参列)。その中に、宮内庁からの招待で参列した鹿児島県知事==土屋佳照の姿もあった。 昭八最高裁長官など三権の長と国内の各界代表七三三人が参列した(深夜におこなわれた主基殿供饌の儀には四六〇人が いとなまれた。夕方からおこなわれた悠紀殿供饌の儀には、桜内義雄衆議院議長・土屋義彦参議院議長・海部首相・草場 た。皇居・東御苑におよそ一四億五三〇〇万円の公費を投じて建てられた大嘗宮で、悠紀殿供饌の儀・主基殿供饌の儀が 日本国憲法の歴史においてはじめての「大嘗祭」が一九九〇年一一月二二日夕方から二三日の未明にかけておこなわれ

同年一一月二日付けで鹿児島県知事あてに、次のような招待状が届けられた。

来る十一月二十二日及び二十三日 宮中において大嘗宮の儀が行われ

ますので御案内申し上げます

平成二年十一月二日

宮内庁長官 藤森昭一」

その招待状をうけて、鹿児島県知事は大嘗祭に参列した。ちなみに他の都道府県の知事はどうだったか、というと、新

計九四人。ところが、朝日新聞社の事前の調査では、このうちの三割以上が欠席したとみられる。 『《知事ら》大嘗祭には、全国の知事と都道府県議会議長が自治体の代表として招かれた。全国四七都道府県で、

二一日の時点で「出席」とはっきり答えたのは四四人。「欠席」が三〇人。「答えられない」と「未定」が合わせて

### 二〇人だった。

したのは北海道の横路知事、神奈川県の長洲知事の両革新系首長ら三人だけだった。 欠席の理由はほとんどが「公務多忙」や「出張中」、あるいは病気や高齢のため。はっきり大嘗祭の性格を理由と

ある即位の礼と異なり、大嘗祭は皇室行事であり、宗教色の問題もある」という。 横路知事は「大嘗祭の宗教色は否めず、憲法の政教分離原則に照らして出席できない」。長洲知事も「国事行為で

島県知事のばあい、公的にはなんらそういう「悩み」をもらすコメントをのこしてはいない。 この点では、すべての県知事にとって「大嘗祭」への参列は、頭を悩ませる問題であったかもしれない。しかし、鹿児 出ないということはない」(神奈川県議会議長)という声もあれば、「宗教的な色彩は否定できず、慎重に対応した い」と私費で上京し、公用車も使わないという知事(徳島県)もいる。』(朝日新聞一九九〇年一一月二三日)。 政教分離問題には出席予定者も無関心でいられないようだ。「宗教色といっても、違う宗教だからと他人の慶弔に

る。鹿児島県知事が大嘗祭に参列するために支出された旅費は七万五六六〇円であった。 「大嘗祭」への参列にたいして、支出された旅費の額は「住民監査請求に係る監査結果」(通知)から知ることができ

本原則である国民主権原則、そして政教分離原則をさだめる憲法二〇条三項、八九条に違反していないかどうかを問うこ して行なう損害賠償の請求として提起された。そこでのもっとも基本的な争点は、この「大嘗祭」が、憲法のさだめる基 鹿児島県の大嘗祭違憲訴訟は、県知事によるこの公費を支出しての「大嘗祭」への出席が違法なものかどうかに係わっ 地方自治法第二四二条第一項の住民監査請求、同第二四二条の二第一項第四号の住民訴訟の普通地方公共団体に代位

ある。肥後さんは、天皇の病気の平癒を祈願する記帳所を、公共団体である龍郷町が設置するのは憲法に違反するとして この訴訟の原告は 「鹿児島県龍郷町記帳所訴訟」の原告でもある、 鹿児島県大島郡龍郷町に住む医師、

訴訟」をふたたび肥後さんは提訴する。報道によると、全国で同様の「大嘗祭違憲訴訟」が五カ所ですすめられている。 -鹿児島県龍郷町記帳所訴訟」を提起した。その訴訟については、本紀要一四号ですでに紹介した。そして「大嘗祭違憲

そこで、この訴訟については「鹿児島県大嘗祭違憲訴訟」とよぶことにする。

照 る。東京では都知事の即位の礼・大嘗祭への出席にくわえて、即位の礼・大嘗祭の奉祝関連行事への都からの公費支出も にそなえられる新穀を刈り入れる儀式(抜穂の儀)への県知事など県職員の出席をめぐって住民訴訟がおこなわれてい の違憲性を主張して、住民訴訟がおこなわれている。大阪は、 訴訟の対象とされている。神奈川では、県知事の即位の礼への出席、 大嘗祭住民訴訟原告の会事務局発行、を参照した)、東京・神奈川・大阪・大分そして鹿児島である。大分では、 全国で提訴されている、この「大嘗祭違憲訴訟」は、私が知りえたところによると(「即大訴訟ニュース」即位の礼 「即・大」いけん訴訟団編『大嘗祭に対する国費支出は憲法違反』(明石書店・一九九〇年)。 即位の礼・大嘗祭への国費支出差止等を請求している(参 県議会議長の即位の礼・大嘗祭への公費による出席 主基殿

この 離原則に関連して、重要な意味をもっていると考え、ここに一連の監査請求・住民訴訟にかんする文書を資料として掲載 「鹿児島県大嘗祭違憲訴訟」について、 原告・被告双方の主張を記録することは、 憲法の定める象徴天皇制

## 1 鹿児島県監査委員会への監査請求(一九九〇年一二月二三日)

解説を加えてみたい。

行命令書」などの公文書の開示をもとめている。県はその請求にたいして、「公文書一部開示」を決定し、肥後さんに知 大嘗祭がおこなわれてから、およそ一カ月後の一二月二三日、 それ以前に、肥後さんは、 鹿児島県情報公開条例にもとづいて、県知事の大嘗祭への参列についての「旅 肥後さんは、 鹿児島県監査委員会にたいして、監査請求

事の公費による出張の経費額を明らかにした。

さらに翌年一月一八日、監査委員会で陳述をおこなった。陳述は、憲法学者・ジャーナリスト・宗教学者の見解を参照 その後、一二月三一日に、監査委員会にたいして、自分の主張を裹付けるための、いろいろな論文の写しを提出。

た儀式に公金を支出すること、違憲違反の儀式に公金をもって参列したことは不当な公金の支出に該当する。県のこう むった損害を補塡するために必要な措置を講ずべきことを請求する」(陳述要綱)と、主張した。

しつつ、結論的に「大嘗祭は天皇を神格化する儀式であることは明白である。これは国民主権原則にも違反する。そうし

措置請求書・陳述要綱はいずれも手書きでかかれており、肥後さんはたったひとりでこの監査請求をおこない、 ひとり

## 『鹿児島県知事、鹿児島県職員に対する措置請求書

で陳述にのぞんだのであった。

#### 、請求の要旨

真床覆衾(まどこおぶすま)による秘儀とされるも秘儀は天皇になるための秘儀であって公表されていない等の内容を含 むもので、これらの行事は天皇の私事であり、同時に天皇を神格化するための神道儀式である。 九九〇年一一月二二日、二三日に行われた大嘗祭は、高御座の設置、「三種の神器」の使用、さらに大嘗祭の本体は

る また、行事中、 内閣総理大臣の音頭による「天皇陛下万歳」の唱和は「主権在民」の憲法の精神を冒涜するものであ

政府はこれらを公的な皇室行事として行い、 大嘗祭関連行事は政教分離原則を規定した憲法二○条、公の財産支出の制限を規定した憲法八九条に違反するものであ 公費を支出した。

違反である。 る。天皇の行為だけでなく公務員関与も政教分離の観点から問題とされるだけでなく憲法尊重擁護義務 (憲法九九条) の

地方自治法と天皇の私事である大嘗祭は、 いかなる事由によろうとも結びつくものではない。

六万九三六○円)は不当な公金の支出に該当する。不当な公金の支出により県がこうむった損害を補塡するため必要な措 かかる大嘗祭に出席した県知事並びに知事随行職員小島正利に対する公金の支出 (知事には七万五六六〇円、 随行職員

置を講ずべきを請求します。

二、請求者

鹿児島県大島郡龍郷町秋名一八八六番地

医師 氏名 肥 後 源 市

職業

右地方自治法第二四二条第一項の規定により、 別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

鹿児島県 監査委員 殿

九九〇年一二月二三日

事実証明書

公文書一部開示決定通知書(肥後源市宛)

旅行命令書(土屋佳照、 小島正利分

ような違憲の行事に参列した県知事および県職員に対する県からの支出は不当な公金の支出だとのべている。ちなみに、 この措置請求書では、 大嘗祭関連行事は、憲法二〇条・八九条・九九条に違反する、 と主張されている。そして、その

ない。

を冒涜するものである。」とあるのは勘違いである。「即位の礼」では万歳三唱がなされたが、大嘗祭ではおこなわれてい この請求書のなかで、「また、行事中、内閣総理大臣の音頭による「天皇陛下万歳」の唱和は「主権在民」の憲法の精神

# 2 監査委員会の結果通知 (一九九一年二月一八日)

鹿児島県監査委員である岩爪三郎・谷崎哲夫・山崎茂・高橋まさしは「平成三年二月一八日」付けで「住民監査請求に

係わる監査結果について(通知)」と題した文書を、肥後さんあてに送付した。 「地方自治法第二四二条第一項の規定に基づき、一九九〇年一二月二三日付けで提出された住民監査請求について監査

した結果を別添のとおり通知します」(原文は横書き)

#### (別添)

第一 監査の実施

1

監査対象事項

請求書に記載された「請求の要旨」及び請求人の陳述を勘案し、監査対象事項を次のとおりとした。

随行職員」という。)に対する公金の支出は、不当な公金の支出に該当するかどうか。 (1) 平成二年一一月二二日及び二三日に行われた大嘗祭に出席した知事及び知事随行職員小島政利 (以 下 「知事

(2) 当該公金の支出は、適正に処理されたかどうか。

### 2 監査の対象機関

監査の対象機関は、 鹿児島県総務部秘書広報課、 同出納室会計課、 同出納室管財課及び鹿児島県東京事務所とした。

四

2

判

淅

#### 第二 監査の結果

1

事実関係

- (1) 知事は宮内庁長官から案内を受けて、平成二年一一月二二日及び二三日皇居において行われた大嘗宮の儀の
- うち二二日の悠紀殿供饌の儀に出席している。

いない。

(2)知事随行職員については、秘書用務として知事の皇居への送迎に従事したものであり、大嘗祭には出席して

(3) 知事、 (昭和二六年条例第二六号)の規定に基づき、平成二年一一月二二日及び二三日東京に出張した知事及び知事随行 副知事等の給与等に関する条例(昭和二二年条例第一四号)及び鹿児島県職員等の旅費に関する条例

職員に対して支出された旅費の額は、次のとおりである。

また、支出手続については、鹿児島県会計規則 総務部秘書広報課長 小島 土屋 佳照 政利 六九、三六〇円 七五、六六〇円 (昭和六二年規則第三〇号)等に基づき、適正に処理されている。

知

四五、〇二〇円

計

本件措置請求の要旨について監査した結果、 「知事及び知事随行職員に対する旅費の支出」が、 地方自治法第二

一条第一項に規定する「違法若しくは不当な公金の支出」に該当するか否かについては、各監査委員の意見の一

致に至らず合議が整わなかった。

-23

3 各監査委員の意見

地方自治法第二四二条第六項の規定によれば、措置請求に基づく監査及び勧告についての決定は、

本件措置請求な

た。 しかしながら、 本件措置請求書を受理して以来、各監査委員は、慎重に監査し協議を重ねたが、意見の一致をみるに至らなかっ 監査委員の責務として監査の結果を明らかにしておくことが必要であると考えるので、

岩爪三郎・谷崎哲夫・山崎茂各委員の意見は、次のとおりである。

監査委員の意見を付記する。

知の事実である。

(1)大嘗祭が憲法の規定に反するか否かについては、今なお政治的あるいは思想的に意見の対立があることは公

の観点から大嘗祭の儀式の在り方等について慎重な検討を行っている。 あたり各界の意見を伺い、それらを参考としつつ憲法の趣旨に沿い、 ところで、内閣が設置した即位の礼準備委員会は、皇位の継承に伴い国事行為たる儀式として即位の礼を行うに かつ、皇室の伝統等を尊重したものとすると

その骨子は、「大嘗祭は、皇位が世襲であることに伴う、一世に一度の極めて重要な伝統的皇位継承儀式である その検討結果が、平成元年一二月二一日の臨時閣議に報告され政府見解として公表されている。

を可能にする手だてを講ずることは当然と考えられる。その意味において、大嘗祭は、公的性格があり、 から、 皇位の世襲制をとる我が国の憲法の下においては、 その儀式について国としても深い関心を持ち、 大嘗祭の

費用を宮廷費から支出することが相当である。」としている。

に出席して祝意を表わすことは社会的儀礼行為であるという認識で出席している。 (2)知事は、大嘗祭出席について宮内庁長官から正式な案内を受け、政府の大嘗祭に関する見解を踏まえ、これ

があるものと考えられ、また、全国の知事の過半数が出席していること等を考慮すると、社会通念上相当と認めら 大嘗祭は、皇位の世襲制に伴う一世に一度の伝統的皇位継承儀式であることから、政府見解のとおり、公的性格

(3) これらを勘案すると、大嘗祭への知事の出席が地方自治の本旨を逸脱し、 また、地方自治法の規定に違反す

れる社会的儀礼行為であると判断される。

る行為とは言えない。 従って、大嘗祭出席のため知事及び知事随行職員に対して公金を支出したことが、不当な公金の支出に該当する

高橋まさし委員の意見は、次のとおりである。

ということはできない。

(1) 大嘗祭は、神道の原理に基づき天皇が「神」となる宗教儀式であるとされている。 かつて即位の礼準備委員会も「大嘗祭は趣旨、形式からして、宗教上の儀式としての性格を有すると見られるこ

とを否定することができず、また、その態様においても、国がその内容に立ち入ることにはなじまない性格の儀式

である。」との検討結果をとりまとめていた。

多額の国費を支出することは許されるべきではない。 従って、大嘗祭は、国が立ち入ることのできない宗教儀式であって天皇の私事である。「公的性格あり」として

(2)天皇の神格化に結びつくとの議論がある大嘗祭の儀式の内容を明らかにしないまま、「一世に一度の極めて重

礼委員会の方針は、 要な皇位継承儀式」であるとの理由から、大嘗祭を即位の礼の挙行と一連のものとして皇室行事の中心においた大 明らかに現憲法に抵触するものといわざるを得ない。

教分離を規定した憲法上の観点から重要な問題があり、憲法尊重擁護の義務を規定した憲法第九九条にも抵触する。 憲法第二〇条、公の財産の用途を制限した憲法第八九条に抵触し、また、公務員の大嘗祭関連行事への関与は、 (3) 以上の理由により、 国及び地方自治体を問わず大嘗祭関連行事に対する公費の支出は、 政教分離を規定した 政

の支出に該当すると思われるので、県に返還するのが適当である。

大嘗祭関連行事に出席した土屋知事及び知事随行職員に対する公金の支出は、憲法の規定に抵触する不当な公金

規定する「違法若しくは不当な公金の支出」にあたるかどうかについて、意見の一致をみることなく、合議にいたらな このように、鹿児島県監査委員は、鹿児島県知事の大嘗祭出席についての旅費の支出が地方自治法第二四二条第一項に

7

県知事の大嘗祭出席についての憲法適合性をめぐる争いは、裁判所にいくことになった。 爪氏が元県議会事務局長、谷崎氏が元鹿児島市立玉竜高校校長、そして山崎氏が自民党の県議会議員である。 金支出は不当と、判断したからである。のこりの3人の監査委員の元職あるいは現職は、常勤代表監査委員をつとめる岩 この結果通知をうけて、肥後さんは、 合議にいたらなかった大きな理由は、 社会党の現職県議会議員である高橋まさし氏が、大嘗祭は宗教的儀式であり、 一九九一年三月一九日に、鹿児島地裁あてに訴状を提出した。こうして、鹿児島

## 3 鹿児島地裁への訴状 (一九九一年三月一九日)

肥後さんの訴えは 「被告(=|鹿児島県知事)は、訴外鹿児島県に対し、金七五、六六○円及びこれに対する本訴状送達

の '日の翌日から完済まで年五分の割合による金員を支払え」とする、住民訴訟による損害賠償請求である。

原告代理人弁護士は「龍郷町記帳所訴訟」の代理人弁護士でもあった亀田徳一郎氏が担当した。

訴状は、まず「一、当事者」についてのべている。「原告(一九三一年六月二〇日生)は、一九七二年一〇月以降肩書

祭参列のために上京したのは、県知事と県職員の二人であったが、この訴訟では、被告を県知事ひとりにしぼって、 地に住民票を有する龍郷町の住民であり、鹿児島県民である。被告は一九八九年二月以来、鹿児島県知事である。」大嘗 損害

容は、すでにこれまで資料として載せてきた住民監査請求にかんする事項を記載したものである。 賠償を請求している。 そのあとに「二、措置請求 三、監査請求対象事項 四、監査の結果(各監査委員の意見)が書かれているが、 この内

「五、監査委員の結果に対する住民訴訟の原因」。ここに、原告側からの簡潔な主張が書かれている。

「(一) 被告は、鹿児島県知事として、宮内庁長官から案内を受けて、一九九〇年一一月二二日及び二三日皇居におい て行われた大嘗祭の儀のうち、二二日の悠紀殿供饌の儀に出席した。

その際、知事及び知事随行職員に対して、条例・規則等に基づき、旅費として金一四五、〇二〇円(内金七五、六

六〇円が知事に対する支出)が支出された。

(二) 被告が出席した大嘗祭は、天皇が神と共に食し、現人神となる儀式である。とくに悠紀田 (秋田)、主基田(大

も表している。この行事は、まさしく万世一系の現人神天皇の即位と統治を宣明する皇室神道行事であり、その服属 分)という国の東西の地方の新穀を神饌として用いることは国中がこぞって天皇に服属していることの象徴的意味を

儀礼的性格及び宗教色は明白である。

則たる国民主権原理及び政教分離原則に明白に違反している。 (三) このような行事を公的性格を有する皇室行事として行い、これに国費を支出することは、日本国憲法の根本原

る によるものであって、その権威は国民に由来」するとの宣言及び一条後段の「天皇………の地位は、主権の存する日 禁止及び宗教のための国費の支出の禁止という、二つの明確な憲法上の禁止命令に背くものであり、違憲・違法であ 本国民の総意に基づく」との規定の精神に反しており、第二に、二〇条三項及び八九条前段の、国による宗教活動の すなわち、それはまず第一に憲法前文第一項の「主権(は)国民に存する」「そもそも国政は、国民の厳粛な信託

四 かかる違憲・違法な行事に被告が知事として出席することは、自ら公務員として憲法を尊重し擁護する義務(九

九条)に違反する行為であり、かかる行為に対する公費の支出は明らかに違憲・違法である。

(五)被告は、右違憲・違法な県費の支出により、訴外鹿児島県に被らせた金七五、六六〇円の損害を賠償する責任

のであった。 に、政教分離原則を定める日本国憲法第二〇条第三項、そのことを財政的にもさだめた憲法第八九条に反する、というも このように、原告の主張は、大嘗祭の国費による挙行が、第一に、日本国憲法の定める国民主権原則に反する、第二

そして、このような違憲・違法な性格をもっていた大嘗祭に知事が公費をつかって、公的な立場で参列したのは違憲

違法である、と主張したのである。

# 4 被告 (鹿児島県知事) の答弁書 (一九九一年四月一六日)

士の松村仲之助氏である。松村弁護士は、鹿児島県選挙管理委員会委員長もつとめる、いわば「長老」弁護士である。 被告=-鹿児島県知事・土屋佳照の答弁書が、一九九一年四月一六日に鹿児島地裁に提出された。被告訴訟代理人は弁護 被告は「請求の趣旨に対する答弁」として「原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。」との判決を求め

た。

「請求の原因に対する答弁」として、 被告は、先に引用した、第五項の(一)~(五)について、認否を明らかにした

あとで、「被告の主張」を述べている。

『五、第五項について。

- 1、(一) は認める。
- 2、(二) は争う。

3 (三) のうち、大嘗祭は公的性格を有する皇室の行事として国費 (宮廷費) が支出されたことは認めるが、

余は争う。

(四)は否認する。

5、(五) は否認する。

六、被告の主張

政府は、平成元年一二月二一日、即位の礼と大嘗祭についての政府見解を公表した。そのうち大嘗祭に関する部分

(全文) は別紙のとおりである。

2、いうまでもなく、天皇は日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって(憲法一条)、皇位は世襲により継承さ

れる(憲法二条)。

式であることから、公的性格を有する皇室行事として位置づけられる。

大嘗祭は、右政府見解が述べるとおり、皇位が世襲であることに伴う一世に一度の極めて重要な伝統的皇位継承儀

供饌の儀に出席したものであるが、この出席は、 被告は、鹿児島県知事として宮内庁長官から大嘗宮の儀の案内をうけ、天皇の皇位継承に祝意を表するため悠紀殿 知事の儀礼的行為として社会通念上相当な範囲にとどまるもので

あって、何ら非難されるべき筋合いはない。よって公費の支出に違法はない。

以上

して、 被告の答弁書は、このように、実に簡単なもので、大嘗祭の憲法適合性については「政府見解」を「別紙」として提出 政府の説明をそのまま肯定して、憲法判断にかえている。知事の公費による大嘗祭出席については「知事の儀礼的

行為」として正当化した。

被告の提出した「政府見解」(一九八九年一二月二一日)とは、 以下のようなものである。

別紙

「即位の礼」の挙行について

平成元年一二月二一日 (木)

討を行ってきたところであるが、今般、下記のとおり、検討結果を取りまとめた。 位の礼準備委員会」は、この儀式の在り方等について、大嘗祭を含め、四回にわたり一五名の方々から御意見を伺 それらを参考としつつ、憲法の趣旨に沿い、かつ、皇室の伝統等を尊重したものとするとの観点から、 慎重な検

皇室典範第二四条は、皇位の継承に伴い、国事行為たる儀式として「即位の礼」を行うことを予定しており、

記

第一 「即位の礼」について

略

二 大嘗祭について

1 意義

即

念される儀式である。それは、皇位の継承があったときは、必ず挙行すべきものとされ、皇室の長い伝統を受け継い 皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穣などを感謝されるとともに、国家・国民のために安寧と五穀豊穣などを祈 即位の後、 大嘗祭は、稲作農業を中心とした我が国の社会に古くから伝承されてきた収穫儀礼に根ざしたものであり、 初めて、大嘗宮において、新穀を皇祖及び天神地祇にお供えになって、みずからもお召し上がりになり、

2 儀式の位置付け及びその費用

皇位継承に伴う一世に一度の重要な儀式である。

その中核は、天皇が皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穣などを感謝されるとともに、国家・国民のために安寧 ることは否定することができず、また、その態様においても、国がその内容に立ち入ることにはなじまない性格の儀 と五穀豊穣などを祈念される儀式であり、この趣旨・形式等からして、宗教上の儀式としての性格を有すると見られ 大嘗祭は、 前記のとおり、収穫儀礼に根ざしたものであり、伝統的皇位継承儀式という性格を持つものであるが、

式であるから、大嘗祭を国事行為として行うことは困難であると考える。

次に、大嘗祭を皇室の行事として行う場合、大嘗祭は、前記のとおり皇位が世襲であることに伴う、一世に一度の

嘗祭は公的性格があり、大嘗祭の費用を宮廷費から支出することが相当であると考える。 国としても深い関心を持ち、その挙行を可能にする手だてを講ずることは当然と考えられる。その意味において、大 極めて重要な伝統的皇位継承儀式であるから、皇位の世襲制をとる我が国の憲法の下においては、その儀式について 以上

とができ」ないとした。この点は、これまで政教分離原則が争われた訴訟とは前提が異なっていることに注意すべきであ 政府の説明は、 ①大嘗祭が「趣旨・形式等からして、宗教上の儀式としての性格を有すると見られることは否定するこ

ろう。政教分離原則に関してしばしば「判例」として引用される津市地鎮祭最高裁判決では、地鎮祭がはたして宗教的な

- 31 **-**

弁解で、政府の主体的な判断でどう認識しているのかをぼかしていて、「自分はそう思っていないけれども」という弁解 の儀式としての性格を有すると見られること」は否定できないとしていて「人から見たらそう見えるかもしれない」式の が言外にふくまれているのかもしれないが。 嘗祭訴訟の場合、大嘗祭が宗教的な儀式であることについて、政府も、政府の見解をそのまま引用した被告==鹿児島県知 行事なのか、それとも習俗的な行事なのか、原告と被告の間でその性格についてとらえかたの違いがあった。 大嘗祭への公費の支出は憲法違反と訴える原告もその前提は一致しているのである。ただし、 政府見解は「宗教上

が、「政府見解」にはなんらその説明はなされていない。 することが可能であるにしても、本来は、その内容もまた憲法の基本原則に合致していることが要求されるべきである 皇室典範第二四条「皇位の継承があったときは、 囲」「挙行時期」「挙行場所」「参列者数」が書かれている。国事行為とされた「即位の礼」 なっていた「即位の礼」に関する説明については、皇室典範第二四条を根拠にして、「国事行為たる『即位の礼』」の「範 ②それゆえに、大嘗祭は国事行為(国の行為)としては行われなかった。一方、 ②祝賀御列の儀、③饗宴の儀、を行うことが相当である、とされている。憲法第七条第一○号「儀式を行ふこと」・ 即位の礼を行う。」を根拠にして「即位の礼」の挙行を「国の行事」と 被告が提出した「別紙」 の範囲は、 ①即位礼正殿の の中で

的皇位継承儀式」である大嘗祭に公的性格を与え、 のが「大嘗祭―公的性格」である。憲法第二条が皇位の世襲を定めていることを理由に「一世に一度の極めて重要な伝統 ③国の行事でなく、皇室の行事とされた大嘗祭に国費 国費の支出を正当化したのであった。 (宮廷費) を支出するために、正当化の理由付けとしてだされた

格」論が、原告・被告の論争点の中心となった。 このような「政府見解」を自分の主張の裏付けとして提出してきたために、とくに、この「大嘗祭=公的性 べているように、まぎれもない宗教的な儀式である。

# 5 鹿児島地裁への原告の第一準備書面(一九九一年六月七日)

いる。そして、国の大嘗祭への関与は憲法の定める政教分離原則に違反する、と結論づけている。 残滓であるとのべている。さらに、大嘗祭はまぎれもなく宗教的儀式であったことを新聞記事などを引用して、立証して らの根拠にもならないことを主張している。つづいて、そのような「大嘗祭―公的性格」論が大日本帝国憲法の考え方の 原告のはじめての準備書面は、被告の答弁書の立論の支えになった「政府見解」に対する反論からはじまっている。す 「まず「大嘗祭―公的性格」論にたいして、とくに憲法第二条の天皇の世襲規定が、大嘗祭を公的性格とするなん

以下に、その全文を引用しておこう。

一 大嘗祭は天皇の世襲にともなう「公的な性格」をもっているか。

ず、その大嘗祭がはたして憲法の諸原則・諸条項からみて、はたしてそのようにいうことができるのか、について述べる。 主張にたいして、一九八九年十二月二一日の政府見解をそのまま引用して、「皇位が世襲であることに伴う一世に一度の極 容に立ち入ることにはなじまない性格の儀式であるから、大嘗祭を国事行為として行うことは困難であると考える」との めて重要な伝統的皇位継承儀式であることから、公的性格を有する皇室行事として位置づけられる」と主張している。ま 大嘗祭が宗教的儀式であることは、左記にあげた、被告の引用する政府見解が、大嘗祭は「この趣旨・形式等からし 被告は、大嘗祭は憲法にいう国民主権原則および憲法第二十条第三項、八十九条に反して違憲・違法であるとの原告の 宗教上の儀式としての性格を有すると見られることは否定することができず、またその態様においても、 国がその内

憲法は第二十条第三項において、いわゆる政教分離原則をさだめて、国が宗教的な行為を行ってはならないとしてい

員とされる県知事もまたその例外ではなく、天皇家の私的儀式に、公的な資格で、公費を用いて参列することはゆるされ 下の公務員は、すくなくとも公人としての資格で大嘗祭に参加すべきではない。地方公務員法にもとづいて特別地方公務 伝統にしたがって、行えばそれでよいのであって、国はその内容や形式になんら関与してはならないし、内閣総理大臣以 いっていない。したがって、大嘗祭は、あくまで天皇家の私的行事として行われるべきものであった。天皇家がその家の がって、政府見解は、大嘗祭について、たんに「皇室の行事」とのべるにとどまって、なんら「公的な」皇室行事とは その点、政府見解が国事行為として行うことはできないとした点にかぎっていえば、妥当な結論といえよう。

公的性格があり、大嘗祭の費用を宮廷費から支出することが相当である」というものである。 式について国としても深い関心を持ち、その挙行を可能にする手だてを講ずることは当然」(三)その意味で「大嘗祭は う、一世に一度の極めて重要な伝統的皇位継承儀式である」(二)「皇位の世襲制をとる我が国の憲法においては、 く)を正当化するために、大嘗祭は「公的性格」があるとする。その論理は(一)大嘗祭は「皇位が世襲であることに伴 ところが、政府見解は、この大嘗祭にたいする宮廷費からの出費(天皇家の「御手元金」とされる内廷費からでは ないはずである。

に、それは内閣総理大臣等が公人として参加することを根拠づけることもできないのである。](二〇五頁 たものに過ぎず、『世襲』であることを理由に、 天皇制』(岩波新書・一九九○年)でつとに指摘しているように、「憲法上で『世襲』というのは、皇位継承の方法を定め しかし、著名な憲法学者で、天皇制についての専門的な研究者として知られている横田耕一教授が、その著書 したがって、世襲制は、憲法上認められない行為に『公的性格』を付与する根拠とはなりえない。 伝統的・歴史的天皇に認められていたことがすべて容認されることには

れを継承する」と定め、さらに皇室典範第一条は「皇位は、皇統に属する男系の男子がこれを継承する」として、皇位の 法律をみると、日本国憲法第二条は「皇位は世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、こ

憲法・皇室典範が定めていると解釈できる。これらの規定は皇位継承の原則を定めているにすぎないのであって、 世襲に付随するなんらかの儀式や行為に法的根拠をあたえているわけでは全くない。 の原則が男子による世襲であることを規定している。これはあくまで皇位継承の方法として世襲を採用している旨を

さだめている。 のさだめる諸原理にしたがっていなくてはならないことはいうまでもないが) 継承に付随する儀式として、認められているのである。そのような儀式については、 かとは全く別のことがらである。これらの儀式は皇位の世襲に付随する儀式のゆえに規定されているのではなくて、 法的に「公的性格」を有すると解釈しても、そのかぎりでは(もちろんその儀式の内容・形式が国民主権等の憲法 問題となっている大嘗祭については皇室典範にもなんら規定はない。天皇家の「代替わり」として、天皇家が それは皇位の継承があった場合の儀式についてさだめているが、それらの儀式は世襲であるかそうでない 天皇が死去したときに「大喪の礼」(第二十五条)、即位したときに「即位の礼」(第二十四条) 問題はないであろう。 象徴天皇制を規定する日本国憲法の を行う旨

私的に大嘗祭なる行為・儀式を行うことは憲法のあずかりしらぬところであるが、いかなる意味でも「公的性格」は付与

できないはずである。

数々の儀式がつづけられたが、政府によって国事行為とされた「剣璽等承継の儀」「即位後朝見の儀」「即位礼正殿の儀 「皇霊殿・神殿に奉告の儀」からはじまって、一九九〇年一二月五日の「即位礼及び大嘗祭後山陵親謁の儀」まで延々と 、裕仁天皇から明仁天皇への世襲にあたって、天皇家では、一九八九年一月七日の天皇死去直後の

支出されたことも違憲であると考える)。とすれば、政府はまさに宗教的性格を理由として、国事行為ではなく私的儀式 内容をもっていたことは明白だったが)など一部の例をのぞいて、おもに宗教的性格を理由にすべて私的儀式としてとり おこなわれた。「大喪の礼」に先立つ「葬場殿の儀」もしかりである(なおその葬場殿の建設・とりこわし作業に公費が 「祝賀御列の儀」「饗宴の儀」(これらの儀式も実際には、 政教分離原則・国民主権原則などの憲法規定・原則に違反する

もなう儀式として「公的性格」を付与されることになってしまうであろう。 えるのが常識的な結論である。そうでないなら、数々の宗教的性格をもった一連の天皇家の私的儀式もすべて、世襲にと としてとりおこなうことを決めたのだから、大嘗祭もなんらその例外ではなく、なんら「公的性格」を有しないものと考

要というわけでもない。天皇家にとっては、「賢所の儀」から「饗宴の儀」までのこの全体の諸儀式の流れこそが重要な のだからである。 「一世に一度の」「重要な儀式」に変わりはない。大嘗祭だけが他の世襲にともなう宗教的な儀式のなかで群をぬいて重 政府見解は「一世に一度の重要な伝統的儀式」を理由にしているが、天皇家にとっては世襲にともなういずれの儀式も

年)。しかし、それがたとえ「伝統」であったとしても、それは天皇家にとっての伝統にすぎず、「公的性格」を有するか 照:歴史学研究会・日本史研究会・歴史教育者協議会・歴史科学協議会編『「即位の礼」と大嘗祭』青木書店・一九九〇 いなかが問題になるさいの基準とはならない。ある儀式・行為が「公的性格」を有して、公費の支出が許されるかどうか しての「伝統」をもつようになったのは、明治になってから天皇中心の国家体制が確立されてからと指摘されている 「伝統的儀式」というさい、大嘗祭がはたして皇位の世襲に不可欠の伝統であるかいなか。歴史学者の間でも、 実際の歴史では、大嘗祭をおこなうことのできなかった天皇も存在する。とりわけ大嘗祭が国をあげての儀式と 疑問

大嘗祭が 「公的な性格」を有するとするのは、大日本帝国憲法の考え方の残滓である。

以上のように、大嘗祭はその宗教的な性格(それは天皇家のもつ私的儀式であるがゆえの当然の帰結なのだが)

からし

て、

私的な儀式であってなんら「公的な性格」をもつものではない。

は

憲法以下の諸法令にてらして考慮されなくてはならない。

皇室典範には大嘗祭についての規定はなにもない、と先にのべたが、そこでいう皇室典範とは一九四七年に日本国憲法

(三) 」『法学セミナー』 一九九○年四月号~六月号)

一連の

「代替わり」儀式が国をあげておこなわれたのである。

(参照:横田耕一「即位の礼と大嘗祭

を原則としてもつ日本国憲法の下位に位置する規範である。 が公布されたのと時を同じくして制定された新皇室典範をさしていた。新皇室典範は、まず第一に、 める国民主権原則・基本的人権の尊重の原則に違反することのないような運用がもとめられている。 て、「不磨の大典」とされていた旧皇室典範(一八八九年二月一一日制定)とことなって、国民主権 したがって、 皇位の継承などの事項についても、 ·基本的 法律の 人権の尊重

国憲法へ、旧皇室典範から新皇室典範への大転換をできるだけ過小評価し、いわば大日本帝国憲法の考え方の残滓とも 今回の大嘗祭について「公的性格」を有すると主張する被告および政府見解の立場には、この大日本帝国憲法から日本

うべき法解釈がみられるのが特徴である。

細に規定したのである 大日本帝国憲法は第三条に「天皇は神聖にして侵すべからず」という規定をもった天皇主権の憲法であった。 皇位の継承およびそれにともなう諸儀式は国家の最大の関心事であり、「践祚」「即位」についても皇室典範などで詳

旧皇室典範は、第一一条で「即位ノ礼及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ」と規定していた。

特有の「公的なること」と「私的なること」との区別がなされていない前近代的な色彩を色濃く有していたのである 照:家永三郎『歴史の中の憲法』東京大学出版会など)。事実上の国教とされた、天皇家の宗教である国家神道にのっ ためにつくられたものである)は、「践祚」「元号」「即位ノ礼」「大嘗祭」について具体的な儀式の手順を規定した。その 〔明治四二年〕二月一一日皇室令第一号=この登極令は、せまってきた明治天皇の死去にともなう、「代替わり」の 、大日本帝国憲法の下では、大嘗祭は「公的な性格」をもっていたのである。もっといえば、大日本帝国憲法の体 天皇家の私的なものがまさに公的なものにいわば昇華される独特の政治体制となっていたのであり、 近代国家に

それをうけて登極令

(一九()

リスト』九三三号、九三八号 などを移動させる儀式がなくなった以外は、ほとんど大日本帝国憲法の下での「登極令」でくわしく規定された明治天皇 も過言ではあるまい。事実今回の一連の儀式は、京都ではなく、警備上の関係から東京で行われたため、京都へ「神器」 大正天皇の大嘗祭の一連の儀式を踏襲しているのである。(参照:斎藤憲司「資料集成・象徴天皇制(一)(二)」『ジュ 大嘗祭を「重要な伝統的儀式」とする主張には、大日本帝国憲法の下での大嘗祭が念頭におかれていたといって

宣言している 日本帝国憲法と原理的にことなった憲法である。主権原理も天皇主権から国民主権へと大転換した。 (は 十五年戦争の深い傷痕を反省して、わが国は一九四七年五月三日に新憲法―日本国憲法を制定した。 国民に存する」「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来」すると明確に 憲法前文は 日本国憲法は、大 主権

は全くことなった天皇が「創設」されたと解釈するのが正当である。 は、主権の存する日本国民の総意に基づく」と規定する。このことは、他のことばでいえば、大日本帝国憲法下の天皇と 狂奔した当時の日本国政府の思惑から、なんら政治的責任をとることなく、ひきつづき天皇職にとどまることになった。 しかし、その権能・地位は大日本帝国憲法の下での天皇とは全くことなっている。 昭和天皇については、 敗戦直後、我が国の政治的指導権をにぎったアメリカ合衆国の対日政策、 日本国憲法第一条は および |国体護持」に

となどにみられるように、 がまったく変わったにもかかわらず、同じ名前が採用されたことや、女子皇族の皇位継承をあいかわらず認めていないこ 日本国憲法の制定にともない、 登極令・皇室喪儀令・皇室服喪令などは廃止され、天皇が発した詔書なども効力を失った。大日本帝国憲法から日本 天皇個人の戦争責任を問うことが出来なかった戦後改革の不徹底さのゆえに、皇室令から法律へ、その法規範構造 新皇室典範のなかに旧皇室典範の残滓がみられることも指摘されなくてはならない。) 皇室典範はあたらしく一つの法律として生まれかわった(しかし、先に簡単にのべたよ

国憲法への原理的な転換による当然の措置というべきものであった。

原理的な転換のもっている意義をなんら理解していない態度といわざるをえないのである。 ら、これまでの慣習(?)を踏襲するとして、「代替わり」にかんする諸儀式を踏襲することを正当化したが、憲法上の ている諸儀式は公的には行ってはならないものである。政府はこれまで「代替わり」についてなんら法的規定がないか 日本国憲法の下での天皇の「代替わり」については、こうした旧憲法の原理にもとづく諸法令に規定され

県知事がこれに公金をもちいて、公的資格で参加したことは、違法な行為である。 て私的に行うことについては、憲法が関与するところではない)儀式である。したがって、「公的な性格」をもちえず、 日本国憲法の国民主権原則への転換にともなって、公的には行ってはならない (天皇家が私的費用をつかっ

## 三 大嘗祭はあきらかに宗教的な儀式であった。

たのか。それを再現することによって、大嘗祭の宗教的な姿をかいまみてみよう。 ふつう大嘗祭という場合、この深夜におこなわれる「神秘的儀式」をさすが、正確にいうと、この深夜の儀式は 「悠紀

九九○年一一月二二日深夜から二三日未明にかけて執り行われた大嘗祭はいったいどのような儀式としておこなわれ

奉告の儀」「皇霊殿・神殿に期日奉告の儀」、悠紀殿・主基殿に供える新米をつくる田を決める「斎田点定の儀」、そこに 殿供殿の儀」と「主基殿供殿の儀」である。この儀式にさきだって、大嘗祭の期日を皇祖の神々に奉告する「賢所に期日

から方角を決めるという、まさに宗教そのものの儀式であった。 実った稲をかりとる「抜穂の儀」などの儀式がとりおこなわれた。「斎田点定の儀」は、 亀の甲羅を熱して、その割れ目

ろん、 九九〇年一一月二二日深夜から二三日未明にかけて執り行われた大嘗祭について、 大嘗祭の主要な「舞台」である悠紀殿・主基殿には取材ができないで、遠くからみているだけなのだが。 新聞記事はこう伝えている。

御苑で行われた大嘗祭(だいじょうさい)。黒木造りの宮。采女(うねめ)や侍従の古装束、「神の服」や陛下がその上 参列者にも、奥深い内陣の中で営まれるメーンイベントの秘儀はうかがい知れない。「二十二億円は、 を歩まれる葉鷹(はこも)……と、神秘性を強調する演出の中で進む、天皇と神の出会いの儀式。 「文化を伝えるものだから」――憲法論議も含め、さまざまな国民の声に包まれて、深夜の儀式は秋冷の皇居で、 「かがり火だけの明かりの中に、天皇陛下の白い祭服が浮かび上がる。二十二日夜から二十三日未明にかけ、 海部首相ら七百余人の お金をかけすぎ」

が冷たい。やみの中、 皇居の高台にある旧江戸城本丸地区に建てられた大嘗宮(だいじょうきゅう)。午後八時の気温は九度。 かがり火と灯ろうの明かりが、ぼんやりと大嘗宮の姿を浮かび上がらせた。 ほおを打つ風

続いた。

の日は特派員数人だけ。東西二つに分かれた幄舎にはそれぞれ三十個ほどの石油ストーブ。 都道府県知事らがモーニングコート姿でパイプいすの席に着いた。即位の礼のときには外国人が約五百人いたが、こ

参列者が次々と、柴垣の外に設けられた白テントの幄舎(あくしゃ)に入ったのは午後五時過ぎ。海部首相ら三権の代

離れた悠紀 れた幄舎や柱で、時々、管がいと呼ばれるカサの下にちらりと陛下の白い服が見える程度。参列者席から約五十メートル 向かう行列だ。参列者がよく見えるようにと、柴垣の高さは従来の半分ほどの一・一メートルに。 午後六時過ぎ、稲春歌(いなつきうた)と呼ばれる雅楽の演奏が始まったはずだが幄舎には聞こえてこない。 廻立殿の方が少し明るくなった。天皇陛下の足元を照らすたいまつの明かり。陛下がおきよめを終え、 (ゆき)殿の内部は、御簾(みす)が開いていても様子は分からない。 しかし、数多く建てら

数さえ確認できない。白い装束の塊となって、ぼんやりとやみに浮かぶ。」(一九九○年一一月二四日 次々と現れた。天皇陛下が神に供える新穀などを持つ二十七人の采女、掌典たち。だが、 次の風俗歌など雅楽の演奏と朗詠は聞こえて来た。膳屋(かしわや)の方から、 箱のようなものをささげ持った男女が 持っている物はもちろん、人の 毎日新聞

このように、 おこなわれた大嘗祭は「天皇と神の出会いの儀式」であり、どこからみても神道にもとづいた宗教的な儀

四 大嘗祭への関与は、憲法の定める政教分離原則に違反する。

式であった。

国及びその機関は、 宗教教育その他のいかなる宗教的活動もしてはならない」とさだめる日本国憲法第二十条第三項

により、 国の機関あるいは地方公共団体の機関が宗教的活動に関与することは憲法上、禁止された行為というべきであ

る。

すべきである。すなわち、第三項は、第一項後段の規定を受けて公共団体を主体とする一切の宗教的活動を禁止する趣旨 宣伝を目的とする行為のほか、 (名古屋高等裁判所・一九七一〔昭和四六〕年五月一四日判決・行裁例集二二巻五号六八〇頁)と解釈するのが憲法の趣 なにが宗教的活動にあたるか、については「宗教的活動」の範囲は極めて広く、特定の宗教の布教・教化 祈禱・礼拝・祝典・行事等およそ宗教的信仰の表現である一切の行為を包括する概念と解

はあるが、 最高裁は、 国家が宗教とのかかわり合いをもつことを全く許さないとするものではなく、宗教とのかかわり合いがもたら 上に挙げた判決の上告審判決で、 政教分離原則について「国家が宗教的に中立であることを要求するもので

旨からいって妥当である。

判決・民集三一巻四号五三三頁)右の諸条件とは「それぞれの国の社会的・文化的条件」をさすものと思われるが、この 場合にこれを許さないとするものであると解すべきである。」としている(一九七七年〔昭和五二年〕。七月一三日大法廷 す行為の目的及び効果にかんがみ、そのかかわり合いが右の諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと認められる

件」に照らして、争われていた案件についての判決であり、本件で問題となっている大嘗祭のごとき、被告の側からも 判決は、 地鎮祭という儀式が「習俗的な儀式」か、それとも「宗教的な儀式」かが、「それぞれの国の社会的・文化的条

ていたし、原判決は前記のように「一切の宗教的活動を禁ずる趣旨」との判決を出しているのである。 切の行為をいうものと解すべきである。」とする少数意見(藤林裁判官〔当時最高裁長官〕の追加反対意見) 対しては、憲法第二〇条第三項の規定によって「国及びその機関が行うことを禁止される宗教的活動とは、 「宗教的儀式」であることを否定してはいない案件には本来適用されない判例というべきである。この判決の多数意見に 信者の教化、 育成を目的とする積極的な活動にとどまらず、宗教的な祝典、儀式、行事など宗教的意義を有する一 宗教の布教 が提示され

なる。 れる結果になるばかりでなく、国家と宗教の密接な結びつきが許容される道を開くことになるであろう。」ということに 宗教的なかかわり合いをひろく許容することになると、藤林追加反対意見にあるように、「信教の自由が著しく制限さ

されてしかるべきであろう。 は違憲・違法であり、そのような大嘗祭へ、知事として、公金を使用して上京し、出席したことは、 いとなまれたという点。約二二億円、そのうち一四億円が大嘗宮の建設に用いられた。第二に、大嘗祭の案内。参加者の う弁解があるかもしれない。しかし、第一に、宮廷費の形での支出で巨額の公金が支出され、その費用によって大嘗祭が の参加を、宮内庁からの招待にもかかわらず、見送った知事も多いのである(朝日新聞一九九〇年一一月二三日)。 ていると解すべきである。事実、全国の都道府県知事の中には、政教分離の原則にふれるおそれがあるとして、大嘗祭へ 人選なども宮内庁という国の機関がおこなったこと(被告は、宮内庁から招待があったのでと新聞記事でのべている。)、 この大嘗祭については、国は主体となって宗教的活動をおこなったわけではなく、主催はあくまで天皇家である、 のべてきたように、大嘗祭はまぎれもない宗教的な儀式である。したがって、憲法上公共団体の関与は禁止され 国が過度にかかわりあいをもっていたことは否定できない。 したがって、大嘗祭への関与は、 違憲・違法な行為と 国の行為として

最高裁の津市地鎮祭判決のいわゆる「目的・効果基準」にたとえ依拠したとしても、このかかわり合いは

である

ば、 附金が事実上強制されるなどしているのである。 がっていくのである。すでに一部の町内会などでは、神道と天皇制思想がむすびついた「靖国神社」「護国神社」への寄 国家と神道との歴史的な関係をぬきに理解できないことである。そして、神道と国家のこのような結びつきが強化されれ みにわが国の政教分離に関する裁判の圧倒的な案件が神道 国の関与は、 る限度を超えている」といわざるをえない。大嘗祭の行為の目的はあきらかに宗教的意義を有しており、この大嘗祭への 国民にとって、信教の自由が憲法に書いてあるにもかかわらず、神道の儀式や行為・礼拝などの事実上の強制につな 天皇家の私的宗教にすぎない神道を、 いわば「事実上の国教」という特別な位置につける効果をもつ。ちな (戦前、「事実上の国教」とされた) にかかわっているのは、

いものである。 県知事の大嘗祭への公人としての参加は憲法第二十条に反するものであって、 このように考えてくると、大嘗祭への公共団体の関与は、 憲法第二十条第三項に違反することは明らかである。 知事の社交上の行為の一部とは到底いえな 鹿児島

県費を使用したとはいえないかもしれないが、ここでも地方自治体が、宗教的儀式である大嘗祭にふかく関わっているの 主基殿に供えられた「庭積の机代物」の地方自治体による推薦もやはり問題点としてあげられる。この それを宮内庁が生産者団体から買い取る方法で集められた。たしかに、 全国各地からの農水産物がならべられたが、報道によれば、 この各地の特産物は都道府県が品物と生産者団体を推 大嘗祭への参列などとことなって、 一庭積の机代物」

この住民訴訟では争点とはなっていないが、もう一つ、大嘗祭への地方自治体の関与という点では、大嘗祭の悠紀殿

うか、 憲法論としては、大きく整理すれば、①大嘗祭が憲法第二条にさだめられた世襲制から公的性格をもつといえるのかど ②宗教的儀式である大嘗祭についても「目的・効果基準」を適用することができるのかどうか、またできるとして

ь́ のかどうか、の諸点がうかびあがってきた。 国の関与は「相当とされる限度を超え」ていないかどうか、③大嘗祭への参列が県知事の儀礼的行為として認めうる

## 6 被告の第一準備書面 (一九九一年九月三〇日)

被告は、 原告の提出した一九九一年六月七日付準備書面に反論して九月三〇日に、以下の準備書面を提出した。

一、第一項及び第二項について。原告の平成三年六月七日付準備書面に対し、次のとおり陳述する。

大嘗祭の意義については、 答弁書別紙の大嘗祭に関する政府見解のうち「意義」に示したとおりであるが、少しく

その沿革を述べる

本書記(七二〇年に撰進)において、皇祖が新嘗の祭を行われたことの記述が見られるように、その起源はそれらの 大嘗祭の沿革をたどると、その起源は新嘗の祭に由来する。新嘗の祭については、古事記(七一二年に撰進) や日

歴史書が編さんされた奈良時代以前にまで遡ることができる。

なお、新嘗の祭が我国の社会に古くから伝承されたものであることは、常陸国風土記(七二○年頃に完成)に引く

説話や万葉集(八世紀半ば過ぎに編さん)の歌によっても明らかである。

時(在位六七三~六八六年)に、初めて大嘗祭と新嘗祭とが区別された。爾来、大嘗祭は一世に一度行われる極めて

七世紀中頃までは、一代に一度行われる大嘗祭と毎年行われる新嘗祭との区別はなかったが、第四〇代天武天皇の

重要な皇位継承儀式とされ、歴代天皇は即位後必ずそれを行われることが皇室の伝統となった。

なお、歴代天皇のうち大嘗祭を行われなかった若干の例があるが、それは大嘗祭を行われる前に退位されたり、

或

殊事情があったからである , は相次ぐ兵乱などのために経費の調達が困難であったことにより、大嘗祭を挙行することができなかったという特 (宮内庁の報道機関に対する説明資料)。

重要な儀式であって、その性格は、皇位の世襲制と結びついた、即位に伴う儀式の一環であり、 伝わるべき由緒ある儀式である(平成二年四月一七日衆議院内閣委員会における工藤内閣法制局長官の答弁要旨)。 このように、大嘗祭は皇位の継承があったときに必ず行われる一世に一度の儀式として、古来行われてきた極めて い わば皇位とともに

る日本国憲法のもとにおいては、この儀式は皇室の私事にとどまらず公的性格を帯びるものと考えられる。 国としても深い関心を持ち、人的、物的側面からその挙行を可能にする手だてを講ずることが当然と考えられる

大嘗祭は、皇位が世襲制であることに伴う皇位継承に不可欠の儀式として伝承されているので、皇位の世襲制をと

所以である。

右のことはもとより天皇が日本国の象徴であり、国民統合の象徴という地位にあることを前提としている。 この点について、 しかし、憲法一条に規定する天皇の象徴的地位は、決して現行憲法により創設されたものではなく、明治憲法時代 天皇の権能、地位について明治憲法下の天皇とは全く異なった天皇が「創設」されたと解釈すべきであるという。 慣習的に認められていたものであった。故宮沢教授は、憲法一条について「新たに国の象徴という役割 原告は、憲法一条が「―この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」と規定することか

徴的地位そのものは、日本国憲法の創設にかかるものではなく、明治憲法時代にも伝統的、 定めたにすぎない、と解すべきである。」と述べているし(全訂日本国憲法五二頁、五三頁)、清宮教授も「天皇の象 の役割を原則として否認することのほかは、天皇の象徴としての役割を、創設的に規定したのでなく、 慣習的に認められていた

割のうちで国の象徴たる役割だけを残しておこうというのである。―要するに、本条の規定は、天皇の国の象徴以外 をもつ天皇をここに登場させようというのではなくて、明治憲法の天皇を廃止してしまう代りに、そのもっていた役

単に宣言的に

もので、日本国憲法は、それを成文化したにすぎないと解せられる。―明治憲法の天皇から現行憲法の天皇への推移 正確にいえば、 統治者から象徴へ、ではなく、統治者兼象徴から単純な象徴へ、である。」と述べている。(憲法

Ⅰ第三版一五六頁)とおりである。 また、憲法二条の「皇位は世襲のもの」とは、天皇の地位に即く資格が、一定の血統―この場合は、従来の天皇の

血統 およそ世襲制を認めることは、民主、平等の原理とは相容れないものであるが、憲法は、天皇制を維持するために必 (明治皇室典範にいわゆる「祖宗ノ皇統」)―に属する者に限られる趣旨である(宮沢前掲書五六頁)ところ、

要であるとして、あえてこの原則を採用したのである(清宮前掲書一六一頁)。つまり、象徴天皇制は世襲によって

維持されることを自明の理としているのである。

して公的性格があると解したのであって、この見解は相当であるというべきである。 そこで、政府は皇位継承に不可欠の儀式として伝承された大嘗祭を、天皇の地位の保持に影響の深い皇室の行事と

の儀式は皇室の行事であり、 なお、公的性格ということについては、昭和天皇崩御の際、大喪の礼に先立って行われた葬場殿の儀について、 かつ宗教的儀式であるが、国民的敬弔の対象のゆえに公的性格を有するとして、国費が

二、第四項について。

支出されたことが参考となるであろう。

- 大嘗祭の費用を宮廷費から支出することは、憲法二〇条三項及び八九条に違反するものではない。
- (一)まず、大嘗祭は皇室の行事として行われるものであり、国または国の機関が行うものではない
- は、 (二) しからば、大嘗祭の費用を宮廷費から支出することが憲法二○条三項及び八九条に触れるであろうか。 いわゆる政教分離に関する最高裁判所の津地鎮祭判決(昭和五二年七月一三日大法廷)に照らして考える必要がある。 同判決は、「憲法二〇条三項によって禁止される宗教的活動とは、およそ国及びその機関の活動で宗教とのかかわ

な宗教の布教、 助 り合いをもつすべての行為を指すものではなく、 助長、 促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいい、その典型的なものは、 教化、 宣伝等の活動であるが、そのほか宗教上の祝典、 当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援 儀式、 行事であっても、その目的、 同項に例示される宗教教育のよう 効果が前

記のようなものである限り、当然、これに含まれる。」旨判示する。 大嘗祭の費用を宮廷費から支出することが前記憲法の規定に違反するかどうかは、 右判例が採用する目

的

効果論に照らしてどうかということにかかる。

て宗教的意義をもたないし、また特定の宗教に対する援助、助長等の効果をもたらすものでもない。よって、大嘗祭 が世襲であることに伴う伝統的皇位継承儀式という大嘗祭の公的な性格に着目したものであるから、その目的にお 禁止する宗教上の組織、 の費用を宮廷費から支出しても、 委員会における工藤内閣法制局長官の各答弁要旨)。 宮廷費から支出するのを相当とした政府の見解は次のとおりであって、 大嘗祭は宗教上の儀式としての性格を有することは否定できないが、その費用を宮廷費から支出するのは、 団体のための支出に当るものでもない(前掲内閣委員会及び平成二年五月二四日参議院内閣 国が宗教的活動 (憲法二〇条三項) を行うことにはならないし、また憲法八九条が 被告はこれを是とするものである。 すなわ 皇位

うな効果を伴うものでもない。 礼を尽すためであって、その目的に宗教的意義がないことは明らかであり、 法的になんら問題はない ところが、 被告が鹿児島県知事として大嘗祭に出席したのは、 (なお、「いわゆる政教分離について」小嶋和司、 従って、被告の出席は社会通念上相当な範囲にとどまる公人の儀礼的行為であって、 日本国の象徴である天皇の伝統的皇位継承儀式に儀 ジュリスト八四八号、 いわんや特定の宗教を援助 一八頁以下参照)。 助長するよ

以上

いた被告側のこの「目的・効果」論の援用であった。こうして、論戦は、「大嘗祭―公的性格」論、そして、大嘗祭への 一九九一年一一月一一日に、その主張に反論する準備書面を提出した。 「目的・効果」論の適用の是非をめぐって、展開していくことになる。被告の提出した、この準備書面に対して、原告は 被告が、大嘗祭への国の関与を憲法上正当化する議論として、いわゆる「目的・効果」論がでてきた。当然予想されて

(次号につづく)